



児童 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 児童係
☎476-1111(145・146)

◆児童扶養手当について

児童扶養手当は、母子（父子）家庭や父親（母親）が一定の障害の状態にある家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

1 受給資格

公的年金を受給していない母子（父子）家庭または、父母のいない児童を養育している方が手当を受けられます。いずれの場合も、国籍は問いません。

※受給資格の詳しい要件は、町ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

2 手続き

役場保健福祉課児童係の窓口で、次の書類を添えて、請求の手続きをしてください。

- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本 1 通
- (2) 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 1 通
- (3) その他必要書類（支給要件の事由により添付書類は異なります。）

3 手当の金額（1 か月あたり） 【平成25年10月1日改定】

- 1 人 41,140円 （一部支給額41,130円～9,710円）
- 2 人 46,140円
- 3人以上は、1人につき3,000円加算する。

4 所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部または、一部が支給されないことがあります。



◆特別児童扶養手当について

1 受給資格

手当を受けることができる方は、精神または、身体に障害のある児童を監護する父もしくは母または、父母にかわって児童を養育している方が手当を受けられます。いずれの場合も、国籍は問いません。

※受給資格の詳しい要件は、町ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

2 手続き

役場保健福祉課児童係の窓口で、次の書類を添えて、請求の手続きをしてください。

- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本 1 通
- (2) 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 1 通
- (3) 所定の診断書等（障害の種類により診断書は異なります。）
- (4) その他必要書類

3 手当の金額（1 か月あたり） 【平成25年10月1日改定】

- 1 級該当の場合
 - 1 人 50,050円 2人以上は、1人の場合の手当額×障害児数
- 2 級該当の場合
 - 1 人 33,330円 2人以上は、1人の場合の手当額×障害児数



4 所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部が支給されないことがあります。